物 品 購 入 契 約 約 款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の物品売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別紙仕様書及び図面等（別紙仕様書及び図面等が添付してある場合）に従いこれを履行しなければならない。

（納入期限の延長）

第２条　受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

２　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検査）

第３条　発注者は、受注者が物品を納入した日から 10 日以内に受注者の立合いのもとに検査を行うものとする。受注者が立合わないときは、検査の結果について、受注者は、異議を申し立てることができない。

２　検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

３　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

（所有権）

第４条　物品の所有権は、検査に合格したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、発注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第１項の場合において、第４条の規定により物品の所有権が発注者に移転した日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

５　発注者が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

（代金の支払い）

第６条　受注者は、第３条の検査合格後その代金の支払いを発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの適法なる請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

（違約金）

第７条　受注者が物品を発注者の指定する期日までに合格品を納入できないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、１日につき遅滞数量に対する契約書記載金額に年２．５パーセントの割合で計算した金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

２　前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。
３　天変地異等発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
（契約の解除）
第８条　受注者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 納入期限内にこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
(2) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
(3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
(4) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
第９条　受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において、第７条による違約金の徴収を妨げないものとする。
２　前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。
（談合その他不正行為による解除）
第９条の２　発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 61 条第１項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
(2)　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
(3)　公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
(4)　公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
(5)　排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
(6)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（談合その他不正行為があった場合の違約金等）
第９条の３　受注者は、この契約に関し、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金として契約金額の 10 分の１に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第１項第１号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月１８日公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２　受注者は、この契約に関し、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の 10 分の１に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の１に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
３　前２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
４　前３項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
５　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第１項及び第２項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。
６　受注者が第１項及び第２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第９条の４　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。 以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
(2)　受注者の役員等（羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第２条第８号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
(3)　受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
(4)　受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第２条第７号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第２条第６号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
(5)　受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
(6)　受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(7)　受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（費用の負担）

第 10 条　この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

（権利又は義務の譲渡等）

第 11 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

（疑義等の決定）

第 12 条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。